

青森県特定家畜伝染病対策マニュアル
高病原性鳥インフルエンザ等
防疫対応編
【様式集】

令和元年9月
青森県

異常家きん等の届出を受けた際の報告

青森県〇〇家畜保健衛生所

- 1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

- 2 届出者
氏 名： (職 業：)
住 所： (電話番号：)

- 3 異常家きん等の所在場所
住 所： (電話番号：)
農 場 名：
所有者氏名：
従業員数：

- 4 当該施設に関する情報
飼養家きんの用途：
肉用鶏 / 採卵鶏 / 種鶏 (肉用・採卵用) / その他 ()
飼養形態：
ケージ飼い / 平飼い / その他 ()
飼養総羽数：
()羽
家きん舎数及びその構造：
総数： ()舎
(うちウインドレス ()舎、開放 ()舎、その他 ()舎)

- 5 届出事項
異状確認の日時、確認者：
異常家きんを確認した家きん舎 (飼養羽数とその構造 (複数舎ある場合は以下の項目をそれぞれ記入))：
異常家きんの羽数、週齢：
主な症状 (稟告)：
異常家きんの家きん舎内の分布状況：
既の実施済の検査の有無： 有 / 無
(「有」の場合その結果 (実施者、検査キット名、検体数、陽性数等)：)
過去 21 日間の平均死亡羽数と直近 3 日間程度の死亡羽数の推移 (農場全体、家きん舎別)：

- 6 既に講じた措置：

- 7 その他関連事項 (疫学情報など)：

8 届出者への指示事項：

9 届出受理者氏名：

10 処置

(1) 通報（時刻）

所長：

都道府県畜産主務課：

(2) 現地調査

氏名：

出 発 時 刻：

異常家きんの症状等に関する報告

都道府県：青森県
 家畜保健衛生所：
 担当：

1 現地調査（立入検査）
 平成 年 月 日 時

※ 以下の2, 3については、様式3で報告した内容から変更がある場合のみ記載

2 異常家きん等の通報
 届出日時：
 届出者氏名：
 届出者住所：
 届出内容：

3 農場詳細
 名称：
 住所：
 所有者：
 従業員数：
 飼養羽数：
 用途：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（ ）
 羽数： 羽
 家きん舎数：
 構造：開放、ウインドレス、その他（ ）
 飼育形態：ケージ飼い、平飼い、その他（ ）
 （※飼養羽数は用途ごと、家きん舎ごとに報告する。）

4 病歴、病状、病変の概要（通報から到着までの死亡数の増加の有無、剖検所見、異常家きんの家きん舎内の分布等を含む）

5 検査所見（家畜防疫員により確認されたもの）

(1) 異常家きん

異常家きん	種類：	週齢：	羽数：（うち死亡羽数： 羽）
備考（管理失宜、誘導換羽の有無等）			

(2) 死亡羽数の推移（家きん舎ごと）

日						
家きん舎 番号						
農場全体						

(3) 鳥インフルエンザ簡易検査の結果（検査材料）

異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告
都道府県：青森県
家畜保健衛生所：
担当：

1 疫学情報（判明次第追記すること。）

- (1) 飼養者が過去7日間に直接の飼養管理を行った他農場
- (2) 家きんの導入又は搬出（過去21日間）
- (3) 人・車両の出入り及び巡回範囲（過去21日間）
- (4) 家きん糞・堆肥の処理・搬出
- (5) 死亡家きんの処理・搬出
- (6) 種卵の搬出先（過去21日間）
- (7) その他

2 農場への指示事項

3 検査材料の採取（検体数）

気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他（ ）

4 その他参考となる情報

- (1) NDワクチン接種歴、NDワクチンの種類
- (2) 焼却場所、埋却地の確保状況
- (3) 周辺農場戸数、羽数（3km、10km）

5 今後の検査スケジュール

遺伝子検査（コンベンショナル及びリアルタイムPCR検査）結果判明予定日時：

血清抗体検査結果判明予定日時：

ウイルス分離検査結果判明予定日時：

6 備考

【様式4】

立入検査用採材記録書

年 月 日

家保名 _____

農場名 _____

採材者 _____

1 家きん材料

番号	鶏舎番号	生死の別	日齢等	NDワクチン 接種の有無	臨床症状
1				有(月 日)・無	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

2 血液

番号	鶏舎番号	生死の別	日齢等	NDワクチン 接種の有無	臨床症状
1				有(月 日)・無	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

【様式5】

(甲) 指 示 書

住所

氏名（名称及び代表者氏名）

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき下記のとおり指示する。

年 月 日

家畜防疫員 氏名 印

記

1 指示区域

（農場住所及び農場名を記載）

2 指示内容

指示区域外に家畜（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥）、家きん卵、家畜の死体、敷料、飼料、排せつ物、飼養器具を移動させてはならない

3 指示期間

本日から〇月〇日まで。ただし、〇月〇日以前に制限を解除する場合は別途指示する。

(乙) 指 示 書

住所

氏名（名称及び代表者氏名）

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の規定に基づき下記のとおり指示する。

年 月 日

家畜防疫員 氏名 印

記

1 指示区域

（農場住所及び農場名を記載）

2 指示内容

指示区域外に家畜（鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、だちょう、ほろほろ鳥）、家きん卵、家畜の死体、敷料、飼料、排せつ物、飼養器具を移動させてはならない

3 指示期間

本日から〇月〇日まで。ただし、〇月〇日以前に制限を解除する場合は別途指示する。

上記の指示書を受領しました。

年 月 日

住所

氏名

印

【様式6】

農場の家きん及び物品(卵・飼料・堆肥等)移動状況調書

年 月 日

調査担当者

日時	家きん 又は 物品名	羽数 又は 数量	移出入先		運搬方法	追跡調査 の必要性 有無	備考
			氏名 (名称)	場 所			

※ 家きんについては、異常が確認された日を起点として21日前から記録すること

※ 物品については、異常が確認された日を起点として7日前から記録すること

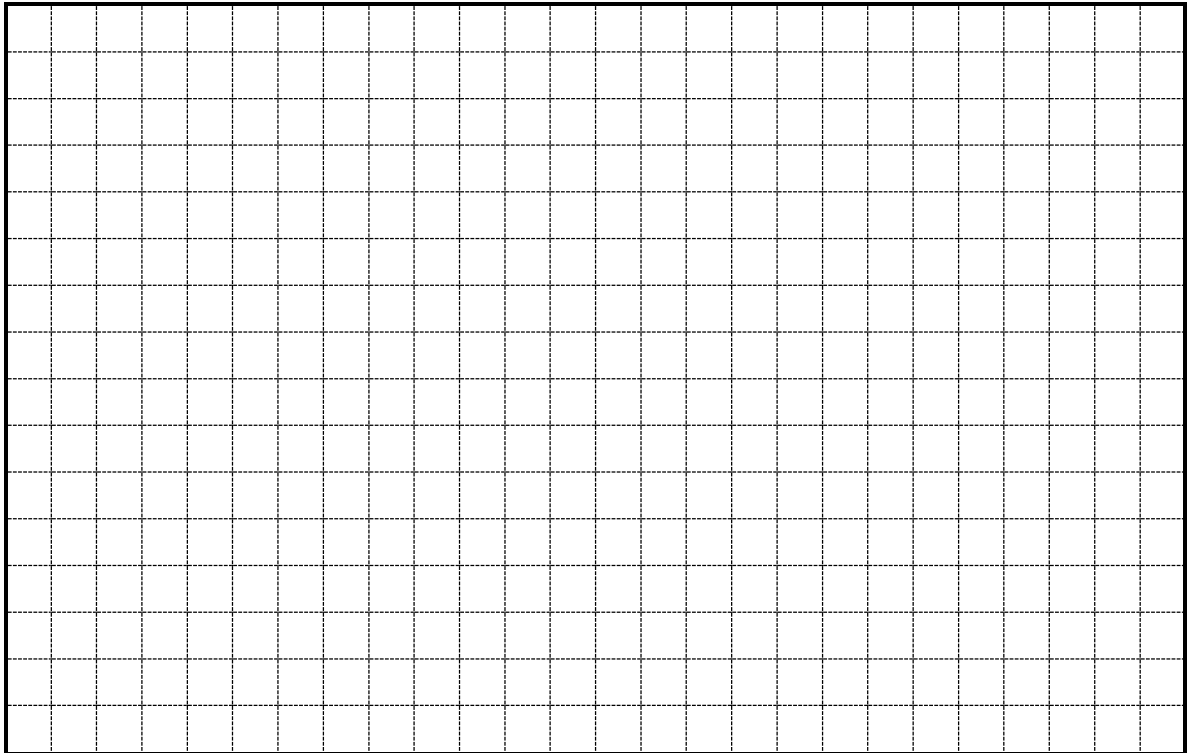
【様式8】

農場及び鶏舎見取図

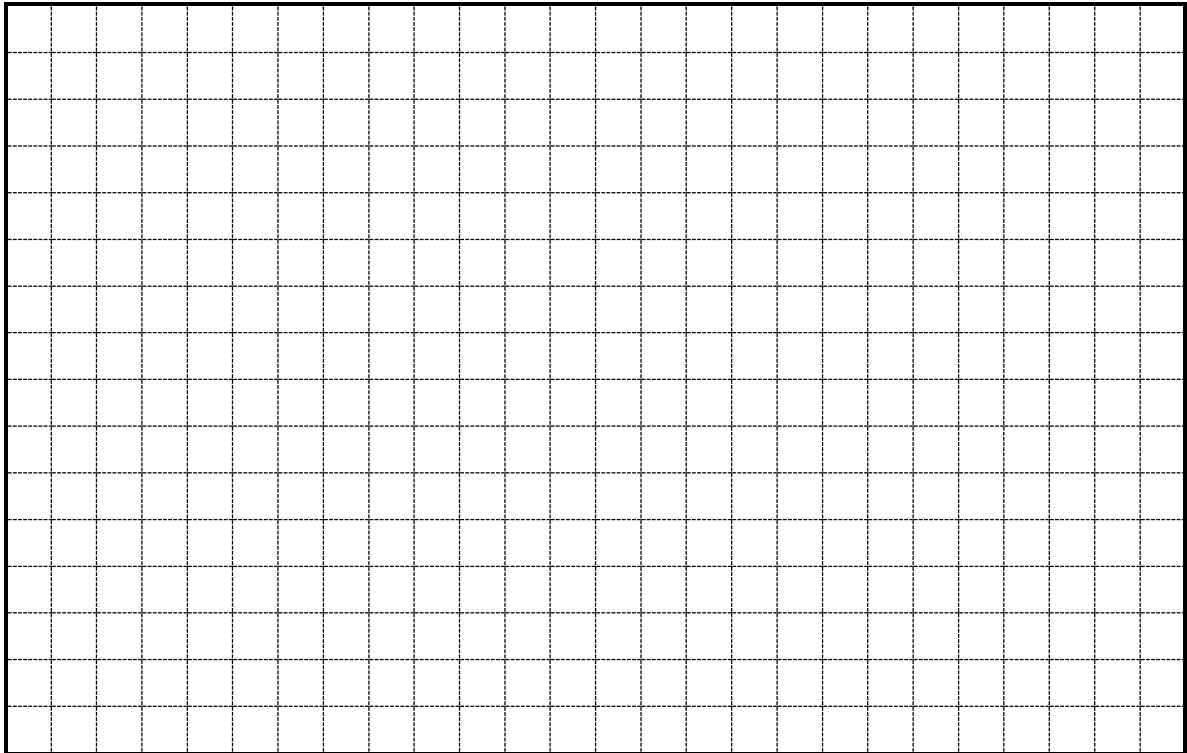
年 月 日

調査担当者 _____

1 農場見取図



2 鶏舎位置図



【様式9】

制限予定区域内（移動制限・搬出制限区域）の農場等

年 月 日

担当者 _____

1 移動制限区域内の家さんの飼養状況（半径 km）

番号	農場名	用途	飼養羽数	鶏舎数	備考

2 搬出制限区域内の家さんの飼養状況（半径 ～ km）

番号	農場名	用途	飼養羽数	鶏舎数	備考

3 移動制限区域内の関連施設※（半径 km）

番号	施設名	住所	備考

※関連施設：GPセンター、卵加工場、食鳥処理場、化製場、飼料製造工場等

4 搬出制限区域内の関連施設(半径 ～ km)

番号	施設名	住所	備考

5 移動制限区域内の愛玩家さんの飼養状況(半径 km)

番号	飼養者氏名	住所	飼養羽数	品 種

6 搬出制限区域内の愛玩家さんの飼養状況(半径 ～ km)

番号	飼養者氏名	住所	飼養羽数	品 種

6 その他、発生農場付近の野生鳥類等の生息地：農場からの見取図

7 その他、発生地（農場等）の見取図

主要幹線道路の概要、通行遮断箇所数、発生地に隣接する埋却予定地、埋却予定地の面積等

【様式11】

発生速報（詳報）

平成 年 月 日

発生速報											
病名		高（低）病原性鳥インフルエンザ						家畜の種類			
発生場所		青森県						氏名			
病性決定月日		年 月 日			家畜保健衛生所						
飼養状況				発生農場		転帰内訳				ワクチン接種状況	
飼養区分	日齢	体重	羽数	患畜	疑似患畜	死亡	鑑定殺	命令殺	自衛殺		
	合計										
発生経過及び病性決定経過											
臨床症状 剖検所見 その他の検査成績											
移動制限地域								戸数		羽数	
防疫措置（予定）											
発生家畜の処分 殺処分方法 焼埋却・発酵消毒場所											
疫学的考察											
備考											

**【様式12】注：指定感染症であるH5N1又はH7N9亜型のみ届出
感染症発生届(動物)**

保健所長 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日(平成 年 月 日)

獣医師の氏名 _____ 印

(署名又は記名押印)

診療に従事する施設の名称 _____

上記施設の所在地・電話番号 _____

(施設がない場合は獣医師の自宅の住所・電話番号を記載)

1 動物(死体)の所有者の氏名	
2 動物(死体)の所有者の住所 電話()	
3 動物(死体)の所在地	
4 動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所	
5 感染症の名称及び動物の種類	① エボラ出血熱のサル (サルの種類)
	② マールブルグ病のサル (サルの種類)
	③ ペストのプレーリードッグ (プレーリードッグの種類)
	④ 重症急性呼吸器症候群の イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン
	⑤ 細菌性赤痢のサル (サルの種類)
	⑥ ウエストナイル熱の鳥類 (鳥の種類)
	⑦ エキノコックス症の犬 (犬の種類)
	⑧ 結核のサル (サルの種類)
	⑨ 鳥インフルエンザ(H5N1又はH7N9)の 鳥類 (鳥類の種類)
	⑩ 中東呼吸器症候群のヒトコブラクダ (病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る)
6 診断方法	① 病原体検査(検体) (方法) (型)
	② 血清学的方法(検体) (方法) (型)
	③ その他()
7 獣医師が感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要と認める事項	
8 動物の症状及び転帰	
9 初診年月日 平成 年 月 日	
10 診断(検案※)年月日 平成 年 月 日	
11 死亡年月日(※)	
12 推定される感染時期・感染原因 ・推定される感染時期 ① 平成 年 月 日 ② 注意義務をもっても特定できず ・感染原因 ① ② 注意義務をもっても特定できず	
③ 実験感染	
13 同様の症状を有する他の動物(死体)の有無 ① あり() (群の感染の場合その規模:) ② ない	
14 人と当該感染動物との接触状況 ① あり() ② ない	

この届出は、診断後直ちに行ってください

1及び2欄は、所有者以外の物が管理する場合にはその者、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合には占有者の氏名及び住所、所有者又は占有者が法人の場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。5、6、12から14欄は、該当する番号等を○で囲み、9～11欄は年月日を記入すること。※は死亡した動物を検索した場合のみ記入すること。

【様式13】

防疫資材確認報告書

年 月 日
 担当 _____

1 防疫資材の状況

品名	規格	在庫数	搬出数
防護衣セット			
防護衣			
N95マスク			
ゴーグル			
長靴			

2 消毒薬の状況

品名	規格	在庫数	搬出数
消石灰			
次亜塩素酸ナトリウム			

3 防疫機材の状況

品名	規格	在庫数	搬出数
動力噴霧器			
スチームクリーナー			
動力噴霧器用ホース			
タンク			

注 十和田家保の県備蓄分は別葉とする。

【様式14】

(別記様式1)
平成〇年〇月〇日

農林水産大臣 殿

申請者 青森県知事 ○ ○ ○ ○

防疫資材貸付申請書

防疫資材の貸付けを受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 防疫資材名 (貸付希望数)	(〇〇台)
2 都道府県畜産主務課 担当者名 連絡先	氏名： TEL： FAX：
3 発送先の住所及び名称 担当者名 連絡先	〒 氏名： TEL： FAX：
農場住所 (使用予定場所)	〒
対象家畜の種類	
農場飼養頭羽数 (処理対象頭羽数)	
農場畜舎数	
疾病名	
4 貸付希望期間	〇〇月〇〇日～〇〇月〇〇日
5 その他	

<注意事項>

- ・緊急時においては、電子メール又はFAXによる提出も可とする。ただし、後日公文により提出すること。
- ・費用については、貸付要領に基づき、措置する。

【様式 15】

(家畜伝染病の発生)

青森県告示第 号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

年 月 日

青森県知事 氏 名

高病原性鳥インフルエンザ		家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	羽数	発生の場所又は区域	発生年月日
				疑似患畜			

【様式16】
(立看板、張紙)

立 入 禁 止

家畜伝染病(高(低)病原性鳥インフルエンザ)のまん延を防止するため、下記の期間、関係者以外の農場への立入りを禁止する。

立入禁止期間

平成 年 月 日から当分の間

〇〇地域高(低)病原性鳥インフルエンザ現地対策本部

【様式17】

進 入 禁 止

家畜伝染病（高（低）病原性鳥インフルエンザ）の発生につき，家畜伝染病予防法第15条の規定により，次のとおり進入を禁止する。

1 場所

青森県〇〇〇市〇〇町〇〇番地

2 期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時から

平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時まで

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域県民局地域農林水産部〇〇家畜保健衛生所長

【様式 18】（防疫指針【様式 7】）

(甲)

と 殺 指 示 書

家保第 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇 印

あなたが所有する（管理する）次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家きんの所在する場所

家きんの種類及び羽数

記

1 と殺を行う場所

2 と殺の方法

3 その他

(備考)

- この指示については、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による審査請求をすることはできません。
- この指示に違反した場合には、3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。
- この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第 58 条第 1 項及び第 2 項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。
ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

(乙)

と 殺 指 示 書

家保第 号
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所
家畜防疫員〇〇 印

あなたが所有する（管理する）次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家きんの所在する場所

家きんの種類及び羽数

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と殺の方法
- 3 その他

上記の指示書を受領しました。

年 月 日

住 所
氏 名

印

【様式19】

年 月 日

担当者：_____

と殺等実施報告書(第 日目)

家きん舎番号	死体の数 (10羽/1袋・箱)	埋却数 (10羽/1袋・箱)
計	袋	袋
処分羽数計	羽	羽

2 本日の従事者数

係名	総括	評価係	殺処分係	車両消毒係	農場清掃消毒係	重機オペレーター	合計(名)
人数							

【様式20】

動物評価意見具申書

年 月 日

青森県知事 殿

評価人 住所
職 氏名
評価人 住所
職 氏名
評価人 住所
職 氏名

家畜伝染病予防法第58条第5項の規定に基づき、下記のとおり意見を具申する。

記

番号	動物の種類	殺命令月日 評価月日 殺(死亡)月日	性別 及び 年齢	品種	用役	体重	動物の 評価額	手当金 基準額	死体の利用 評価額	差引 手当額	所有者	
											住所	氏名
高(低) 病原性鳥インフルエンザ (法第58条第1項第1号)												
							円	円	円	円		
							円	円	円	円		
小計			(羽数)			円	円	円	円	平均額	動物の評価額 死体の利用評価額 差引手当額	円 円 円
高(低) 病原性鳥インフルエンザ (法第58条第1項第3号)												
							円	円	円	円		
							円	円	円	円		
小計			(羽数)			円	円	円	円	平均額	動物の評価額 死体の利用評価額 差引手当額	円 円 円
計						円	円	円	円			

- (注) 1 番号は、動物の種類別及び家畜伝染病別に毎年4月1日から翌年3月31日までの一連番号によって動物各個に付し、末尾番号の次に小計欄を設けること。
 2 動物の評価額が一般市場価格に比して特に高額であるとき又は死体の利用評価額が一般市場の死体評価額に比して特に低額であるときは、その理由を付記すること。
 3 動物の評価額及び死体の利用評価額については、それらの算定根拠を記載した資料を添付すること。

【様式 2 1】

(甲)

指 示 書

住所

氏名(名称及び代表者氏名)

家畜伝染病予防法(昭和 2 6 年法律第 1 6 6 号)第 2 1 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり指示する。

年 月 日

家畜防疫員

〇〇地域県民局地域農林水産部

〇〇家畜保健衛生所

氏 名 印

記

1 指示事項

家きんの死体の焼却(埋却)

2 家畜伝染病の種類

高(低)病原性鳥インフルエンザ

3 患畜及び疑似患畜の区分

患畜(疑似患畜)

4 家きんの死体の所在する場所

5 家きんの種類及び羽数

鶏 羽 (患畜 羽、疑似患畜 羽)

6 処理を行う場所

7 その他

(備考)

- 1 この指示については、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。

(乙)

指 示 書

住所

氏名(名称及び代表者氏名)

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条第1項の規定に基づき下記のとおり指示する。

年 月 日

家畜防疫員

〇〇地域県民局地域農林水産部

〇〇家畜保健衛生所

氏 名 印

記

1 指示事項

家きんの死体の焼却(埋却)

2 家畜伝染病の種類

高(低)病原性鳥インフルエンザ

3 患畜及び疑似患畜の区分

患畜(疑似患畜)

4 家きんの死体の所在する場所

5 家きんの種類及び羽数

鶏 羽 (患畜 羽、疑似患畜 羽)

6 処理を行う場所

7 その他

上記の指示書を受領しました。

年 月 日

住 所

氏 名

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

【様式22】
(立看板)

発掘禁止

この場所は、家畜伝染病に感染した家畜及び汚染物品を埋却した場所なので家畜伝染病予防法に基づき発掘を禁止します。

なお、許可なく発掘した場合は、家畜伝染病予防法により罰せられます。

- 1 家畜伝染病名 高（低）病原性鳥インフルエンザ
- 2 家畜の種類 ○○○
- 3 埋却年月日 年 月 日
- 4 発掘禁止期間 三年間
(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

○○地域県民局地域農林水産部
○○家畜保健衛生所長

【様式23】
(甲)

指 示 書

住所
氏名(名称及び代表者氏名)

家畜伝染病予防法(昭和26年律第166号)第25条第1項の規定に基づき下記のとおり指示する。

年 月 日

家畜防疫員
〇〇地域県民局地域農林水産部
〇〇家畜保健衛生所
氏 名 印

記

- 1 指示事項
畜舎等の消毒
- 2 家畜伝染病の種類
高(低)病原性鳥インフルエンザ
- 3 患畜及び疑似患畜の区分
患畜(疑似患畜)
- 4 家きんの所在する場所
- 5 消毒方法
- 6 その他

(備考)

- 1 この指示については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、30万円以下の罰金に処せられます。

(乙)

指 示 書

住所
氏名(名称及び代表者氏名)

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第25条第1項の規定に基づき下記のとおり指示する。

年 月 日

家畜防疫員
〇〇地域県民局地域農林水産部
〇〇家畜保健衛生所
氏 名 印

記

- 1 指示事項
畜舎等の消毒
- 2 家畜伝染病の種類
高(低)病原性鳥インフルエンザ
- 3 患畜及び疑似患畜の区分
患畜(疑似患畜)
- 4 家きんの所在する場所
- 5 消毒方法
- 6 その他

上記の指示書を受領しました。

年 月 日

住 所
氏 名 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

【様式24】
(甲)

指 示 書

住所
氏名(名称及び代表者氏名)

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第23条第1項の規定に基づき下記のとおり指示する。

年 月 日

家畜防疫員
〇〇地域県民局地域農林水産部
〇〇家畜保健衛生所
氏 名 印

記

- 1 指示事項
汚染物品の措置
- 2 家畜伝染病の種類
高(低)病原性鳥インフルエンザ
- 3 患畜及び疑似患畜の区分
患畜(疑似患畜)
- 4 物品の所在する場所
- 5 措置の内訳

物品名	数量	措置方法	備考

6 その他

(備考)

- 1 この指示については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、30万円以下の罰金に処せられます。

(乙)

指 示 書

住所
氏名(名称及び代表者氏名)

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第23条第1項の規定に基づき下記のとおり指示する。

年 月 日

家畜防疫員
〇〇地域県民局地域農林水産部
〇〇家畜保健衛生所
氏 名 印

記

- 1 指示事項
汚染物品の措置
- 2 家畜伝染病の種類
高(低)病原性鳥インフルエンザ
- 3 患畜及び疑似患畜の区分
患畜(疑似患畜)
- 4 物品の所在する場所
- 5 措置の内訳

物品名	数量	措置方法	備考

- 6 その他

上記の指示書を受領しました。

年 月 日

住 所
氏 名

印

注 用紙の大きさは、日本工業規A4縦長とす

【様式 25】

<h2 style="margin: 0;">道路使用許可申請書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: left; margin: 5px 0;">警察署長 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>住所</p> <p>申請者</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>印</p> </div> </div>					
道路使用の目的					
場所又は区間					
期 間		年 月 日 時 分から (毎日 時 分から	年 月 日 時 分まで 時 分まで)		
方法又は形態					
添付書類					
現場 責任者	住 所				
	氏 名	電 話			
<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">第 号</p> <h2 style="text-align: center; margin: 0;">道路使用許可証</h2> <p style="margin-top: 10px;">上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">条 件</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>年 月 日</p> <p>警察署長 印</p> </div>				条 件	
条 件					

- 備考
- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 方法又は形態の欄には、工事及び作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

【様式26】

道路占用許可申請書

新規	更新	変更	第		号
			平成	年	月

殿

平成 年 月 日

住所

氏名

印

担当者（連絡先）氏名

TEL

道路法第32条の規定により許可を申請します。

占用の目的					
占用の場所	路線名				車道・歩道・その他
	場所				
占用物件	名	称	規	模	数
					量
占用の期間	平成	年	月	日から	占用物件の 構造
	平成	年	月	日まで	
工事の期間	平成	年	月	日から	工事実施の 方法
	平成	年	月	日まで	
道路の復旧方法				添付書類	
備考					

記載要領

- 「許可申請」、「第32条」及び「許可を申請」については、該当するものを○で囲むこと。
協議」第35条」協議
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

 については、該当する物を○で囲み、更新、変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者（申請者が法人である場合には代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

【様式27】

(家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定)

青森県告示 号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第三条第一項の規定により、家畜の種類並びに指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により告示する。

平成 年 月 日

青森県知事

名

一 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域

1 移動の禁止区域

○○○、○○○・・・○○○

2 移出の禁止区域

○○○、○○○・・・○○○

3 移入の禁止区域

○○○、○○○・・・○○○

【様式28】

(家畜伝染病のまん延を防止する規則)

青森県告示第

号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により、次のとおり規制を行うので、同条第二項の規定により告示する。

年 月 日

青森県知事 氏

名

一 規制の区域

○○○、○○○・・・○○○

二 規制の期間

平成 年 月 日付け青森県告示第 号により指定家畜の移動、移出

及び移入の禁止区域として指定した日から当該指定区域の解除日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はGPセンターの事業を行うことこの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止

【様式29】
達第 号

〇〇市大字〇〇字〇〇番地〇号
〇 〇 〇 〇

命 令 書

高（低）病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和50年4月青森県規則第19号）第6条第1項の規定により次のとおり指示する。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾

- 1 規制の区域
〇〇〇〇〇〇
- 2 規制の期間
平成 年 月 日から当分の間
- 3 規制の内容
食鳥処理場の事業の停止
鶏卵の格付包装施設（GPセンター）の事業の停止
ふ卵場の事業の停止
家きんを集合させる品評会などの催物の開催停止
- 4 その他必要な事項

各地域県民局地域農林水産部各家畜保健衛生所長 殿

畜産課長

家畜等の移動の制限及び家畜を集合させる催物の開催等の禁止について

このことについて、青森県〇〇市（町村）で高（低）病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたため、下記のとおり家畜等の移動制限及び家畜集合施設の開催等を禁止したのでお知らせします。

なお、貴所管内の関係者に制限内容等の周知をお願いします。

記

1 移動制限

(1)制限の対象

ア 家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

イ 病原体を拡げるおそれのある物品

家きん卵（ただし、制限措置の開始前にGPセンターで処理されていたものを除く。）、家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物等、家きん飼養器具

(2)制限の期間

平成 年 月 日から移動制限解除の告示された日まで

(3)指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域

（告示する区域を記載）

2 移動制限区域内での家きん集合施設の開催等の制限

(1)制限期間

平成 年 月 日の移動制限区域の指定日から当該指定区域の解除日まで

(2)制限内容

次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

ア 食肉処理場（食肉加工場を除く）

イ GPセンター

ウ ふ卵場

エ 品評会等の家きんを集合させる催物（搬出制限区域内でも制限される）

養鶏関係者各位

〇〇地域県民局地域農林水産部
〇〇家畜保健衛生所長

家畜等の移動の制限及び家畜を集合させる催物の開催等の禁止について

このことについて、青森県〇〇市（町村）で高（低）病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたため、下記のとおり家畜等の移動制限及び家畜集合施設の開催等を禁止したところ、貴農場（施設）が移動制限の対象となりましたので、制限内容を遵守してください。

また、区域内養鶏関係施設に出入りする車両を消毒するため、別紙のとおり消毒ポイントを設置しましたので、区域を出入りする際には消毒ポイントに立ち寄り、車両消毒を受けるようお願いいたします。

記

1 移動制限

(1)制限の対象

ア 家きん

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

イ 病原体を拡げるおそれのある物品

家きん卵（ただし、制限措置の開始前にGPセンターで処理されていたものを除く。）、家きんの死体、敷料、飼料、排せつ物等、家きん飼養器具

(2)移動制限期間

平成 年 月 日から移動制限解除の告示された日まで

(3)指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域

（告示する区域を記載）

2 移動制限区域内での家きん集合施設の開催等の制限

(1)制限期間

平成 年 月 日の移動制限区域の指定日から当該指定区域の解除日まで

(2)制限内容

次の事業の実施、催物の開催等を停止する。

ア 食肉処理場（食肉加工場を除く）

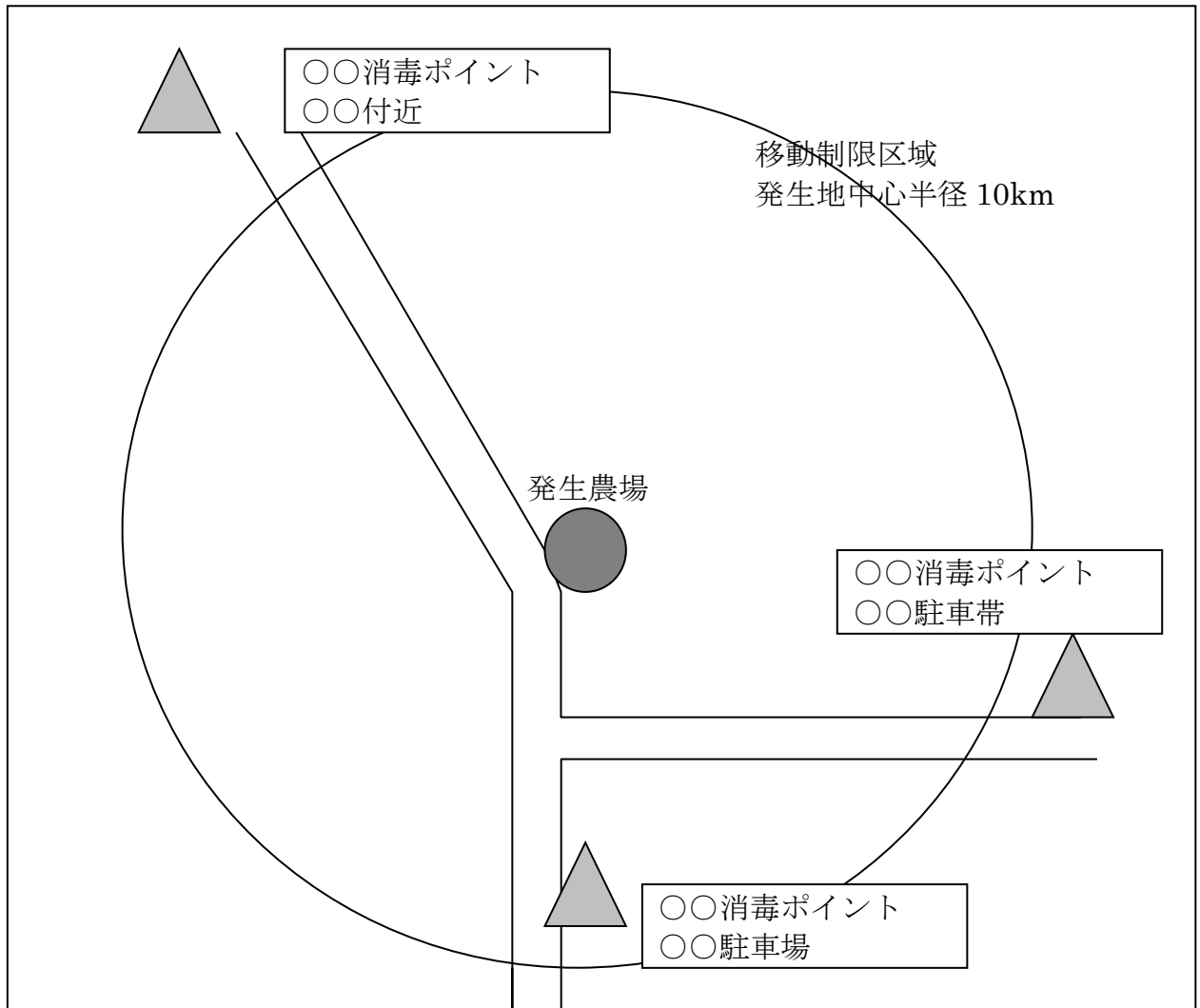
イ GPセンター

ウ ふ卵場

エ 品評会等の家きんを集合させる催物（搬出制限区域内でも制限される）

【別紙】

周辺地図



【様式30-3】

(ファクシミリ送信用)

養鶏関係者各位

〇〇家畜保健衛生所

高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う防疫措置の徹底について

〇月〇日、〇〇市（町村）において高病原性鳥インフルエンザが発生し、県では高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置し防疫対策を実施しています。

畜産農家や関係者の方々は、次のことに注意してください。

- 1 突然の死亡、呼吸器症状、顔面・肉冠若しくは脚部の浮腫又は出血やチアノーゼ、飼料を食べず、飲水量も減るような症状の鶏、あひる、ウズラ、七面鳥等はこの病気にかかっているおそれがありますので、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。
- 2 発生地周辺は、法律に基づき家畜の移動などが制限されています。主な制限内容と対象地域は次のとおりです。
移動制限区域（制限区域を記載）
家きん及び家きん卵の移動禁止
敷料、糞尿等汚染したおそれのある物の移動禁止
食鳥処理場、GPセンターの閉鎖
ふ卵業務の停止
〇〇市、〇〇町……
- 3 農場への不要な人、車の出入りは避け、農場の入出退場時には、靴、衣服、車の消毒を励行して下さい。なお、以下の地点に消毒ポイントを設置し、関係車両の消毒を行っています。やむを得ず移動制限区域を出入りする際には消毒ポイントに立ち寄り、車両消毒を受けるようお願いいたします。
(〇〇町国道〇〇号線〇〇のように記載又は地図を添付)

この病気は伝染力が強いため、早期に通報し処置をしないと思わぬ地域まで広がる可能性があります。

不明な点があれば下記に問い合わせてください。

〇〇家畜保健衛生所 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

【様式31】

愛玩鳥を飼われている皆様へ（飼養鳥の移動自粛のお願い）

〇〇市町村

〇〇家畜保健衛生所

〇年〇月〇日、〇〇市（町村）において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

青森県では高病原性鳥インフルエンザ青森県対策本部を設置し、家畜保健衛生所が発生農場の消毒など防疫活動を開始しています。

現在、家畜伝染病予防法第32条の規定により発生農場を中心とした半径〇km以内にあたる（〇〇市全域、〇〇村の一部）では、養鶏農家の鶏など家きんやその卵、排せつ物、飼育のための器材など本病のウイルスを広げるおそれのある物品の移動を制限しています。

愛玩鳥を飼養している皆様につきましては、鳥の移動の自粛について、御理解と御協力をお願いします。

愛玩鳥の病気を予防するための注意点は下記のとおりです。

1 飼育している愛玩鳥とウイルスとの接触を防ぐ

- （1）愛玩鳥は放し飼いせず、鳥小屋に入れてください。
- （2）防護ネットや金網で野鳥や野生動物が鳥小屋に侵入することを防止してください。
- （3）飲み水はこまめに交換し、水道水など清潔な水を与えるとともに新鮮な餌を食べる分だけ与え、食べ残しのないよう餌入れの清掃をしてください。

2 清潔な飼育、健康観察と手洗・うがいの励行

- （1）飼育舎や周辺を消毒し、清潔に保ってください。
- （2）飼育舎には専用の長靴を準備し、管理前に消毒してください。
- （3）元気、食欲、顔・足の皮膚の腫れなど異常がないか観察してください。
- （4）愛玩鳥に限らず、動物に触れた後は手洗いとうがいをしましょう。

愛玩鳥等を飼養されている皆様につきましては、これらの事項に注意して飼養していただくとともに、今後も飼養されている鳥を愛玩していただきますようお願いいたします。

みなさんの御理解と御協力を重ねてお願いします。

この広報についての疑問等がありましたら、御相談ください。

〇〇市（町村）役所

電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

〇〇地域県民局〇〇〇（担当部局を記載）

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇家畜保健衛生所

【様式32】

移動制限区域内のGPセンターの皆様へ

〇〇家畜保健衛生所

〇月〇日、〇〇市（町村）の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

これにより、当該農場を中心とした半径〇〇kmの移動制限区域を設定し、生きた家きんや家きんの卵等の移動を制限しているところですが、区域内のGPセンターも当面閉鎖されることとなります。

皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

※「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく移動制限の例外措置の適用等については、後日家畜保健衛生所から御連絡いたします。

※制限措置の開始前に、既にGPセンターで処理された家きん卵については、移動制限の対象となりません。

※GPセンターへの新たな食用卵の受入れを停止してください。（ただし、家きん舎の集卵ベルトとラインが直結しているようなGPセンターにおける併設家きん舎からの受入れについては除かれます。この場合には、併設家きん舎において防疫指針の第9の5の（2）の検査で陰性が確認されるまでは、当該GPセンターからの食用卵の出荷はできません。

※「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく移動制限の例外措置の検査等については、別途家畜保健衛生所から御連絡いたします。

【様式33】

周辺農場検査記録表
(発生状況確認検査・清浄性確認検査・食鳥処理場出荷・家きん卵出荷)

調査日：平成 年 月 日 (: ~ :)
立入者：

農場名		連絡先	TEL: 携帯:	FAX:
農場住所				
所有者名		連絡先	TEL:	
所有者住所				
飼養形態	採卵鶏	肉用鶏	種鶏 (採卵/肉用)	その他()
飼養羽数	羽		鶏舎数	開放 ウインドレス 棟棟
異状の有無	無	死亡羽数増加	産卵率低下	系列

鶏舎 番号	飼養羽数	日齢	採材羽数	検体 No.		出荷予定月日 (食鳥処理場等)	備考 臨床症状等
				スワブ	血清		
			生 鶏: 死亡鶏:				
			生 鶏: 死亡鶏:				
			生 鶏: 死亡鶏:				
			生 鶏: 死亡鶏:				
			生 鶏: 死亡鶏:				
			生 鶏: 死亡鶏:				
			生 鶏: 死亡鶏:				
			生 鶏: 死亡鶏:				
			生 鶏: 死亡鶏:				
			生 鶏: 死亡鶏:				

※気管スワブ5羽分、クロアカスワブ5羽分をまとめてチューブに入れる。

※臨床症状〈内容〉：死亡鶏の増加 嗜眠 沈鬱 奇声 呼吸器症状 産卵低下 下痢 神経症状
顔の腫れ チアノーゼ

【様式34】

ひなの出荷のための検査記録表

調査日：平成 年 月 日（ : ~ : ）
立入者：

施設名			連絡先	TEL: 携帯:	FAX:
施設住所					
所有者名				連絡先	TEL:
所有者住所					
移動制限区域	移動制限区域内		移動制限区域外		
ふ卵状況	個数			ロット数	
ふ卵前後の消毒記録	有 ・ 無		ロット区分管理	有 ・ 無	
ふ化羽数（調査日）	羽数			ロット数	

【ふ化ロットの種卵の出荷元農場及びひなの出荷先農場】

ロットごとに移動状況を矢印で図示すること。

種卵の出荷元農場

ロット名				
農場名				
移動制限区域	内 ・ 外	内 ・ 外	内 ・ 外	内 ・ 外
導入月日				
患畜等の確認				

ひなの出荷先農場

ロット名				
農場名				
移動制限区域	内 ・ 外	内 ・ 外	内 ・ 外	内 ・ 外
出荷月日				

※ 種卵の出荷元農場が「移動制限区域内」の場合は以下の検査を実施する。

【検査成績】

検体No.	ロット名	検体詳細	出荷月日	臨床検査成績		簡易検査成績
				異常卵の増加	ふ化率異常	

【様式35】

食鳥処理場再開の要件及び再開後の遵守事項の確認

施設の名称:	
施設の住所:	
確認年月日:	
確認者:	

再開の要件	確認欄	備考
ア 車両消毒設備が整備されていること	<input type="checkbox"/> 消毒設備の図面確認 <input type="checkbox"/> 消毒設備の現場確認	
イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区分されていること	<input type="checkbox"/> 構造の図面確認 <input type="checkbox"/> 構造の現場確認	
ウ 定期的に清掃及び消毒をしていること	<input type="checkbox"/> 管理マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること	<input type="checkbox"/> 管理マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
オ 再開後の遵守事項を遵守する体制が整備されていること	<input type="checkbox"/> 管理体制図の確認	
再開後の遵守事項	確認欄	備考
ア 作業従事者が食鳥処理施設内に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること	<input type="checkbox"/> 管理マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 現場確認	
イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること	<input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
ウ 家きんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと	<input type="checkbox"/> 運搬ルートの確認	
エ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家きんを搬入する前後に生体受入場所を消毒すること	<input type="checkbox"/> 搬入計画の確認 <input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
オ 移動制限区域内の農場から家きんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理すること	<input type="checkbox"/> 処理計画の確認 <input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 処理記録の確認	
カ 搬入した家きんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥処理をすることが不適当と判断された場合には、農場に戻さず、速やかに処分すること	<input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
キ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること	<input type="checkbox"/> 消毒設備の現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
ク 搬入した家きんは農場ごとに区分管理すること	<input type="checkbox"/> 現場確認	
ケ 家きん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること	<input type="checkbox"/> 記録簿の確認	

(なお、食鳥処理場で発生した場合には、再開の要件に加え、場内の消毒が完了していること)

【様式36】

GPセンター再開の要件及び再開後の遵守事項の確認

施設の名称:	
施設の住所:	
確認年月日:	
確認者:	

再開の要件	確認欄	備考
ア 車両消毒設備が整備されていること	<input type="checkbox"/> 消毒設備の図面確認 <input type="checkbox"/> 消毒設備の現場確認	
イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること	<input type="checkbox"/> 構造の図面確認 <input type="checkbox"/> 構造の現場確認	
ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること	<input type="checkbox"/> 構造の図面確認 <input type="checkbox"/> 構造の現地確認	
エ 定期的に清掃及び消毒をしていること	<input type="checkbox"/> 管理マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること	<input type="checkbox"/> 管理マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
カ 再開後の遵守事項を遵守する体制が整備されていること	<input type="checkbox"/> 管理体制図の確認	
再開後の遵守事項	確認欄	備考
ア 車両の出入り時の消毒を徹底すること	<input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
イ 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと	<input type="checkbox"/> 運搬ルートの確認	
ウ GPセンターの関係者が当該GPセンターに立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること	<input type="checkbox"/> 管理マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 現場確認	
エ トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
オ 搬入した家きん卵は農場ごとに区分管理すること	<input type="checkbox"/> 現場確認	
カ 家きん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること	<input type="checkbox"/> 伝票確認	

【様式 37】

ふ卵場再開の要件及び再開後の遵守事項の確認

施設の名称:	
施設の住所:	
確認年月日:	
確認者:	

再開の要件	確認欄	備考
ア 車両消毒設備が整備されていること	<input type="checkbox"/> 消毒設備の図面確認 <input type="checkbox"/> 消毒設備の現場確認	
イ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造になっていること	<input type="checkbox"/> 構造の図面確認 <input type="checkbox"/> 構造の現場確認	
ウ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること	<input type="checkbox"/> 構造の図面確認 <input type="checkbox"/> 構造の現場確認	
エ 定期的に清掃及び消毒をしていること	<input type="checkbox"/> 管理マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること	<input type="checkbox"/> 管理マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
カ 再開後の遵守事項を遵守する体制が整備されていること	<input type="checkbox"/> 管理体制図の確認	
再開後の遵守事項	確認欄	備考
ア ひなを出荷するための要件を満たし、動物衛生課と協議されるまで初生ひなを出荷しないこと	<input type="checkbox"/> 出荷計画の確認 <input type="checkbox"/> 出荷記録の確認	
イ 車両の出入り時の消毒を徹底すること	<input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
ウ ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること	<input type="checkbox"/> 管理マニュアルの確認 <input type="checkbox"/> 現場確認	
エ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
オ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
カ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにすること	<input type="checkbox"/> 現場確認	
キ 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸により消毒すること	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
ク 初生ひなの出荷は農場ごとに行うこと	<input type="checkbox"/> 出荷伝票確認	
ケ ふ卵に伴う残存物等(卵殻、発育停止卵、死にごもり卵、綿毛、胎便等)は、焼却又は消毒後廃棄等により適切に処理すること	<input type="checkbox"/> 現場確認現場確認 <input type="checkbox"/> 処理記録確認	
コ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること	<input type="checkbox"/> 記録簿の確認	

※初生ひな：ふ化後72時間以内のひな

【様式38】

ふ卵場から農場へ初生ひな(移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る)を移動する際の措置の確認

ふ卵場名:	
ふ卵場住所:	
出荷先農場名:	
出荷先農場住所:	
確認年月日:	
確認者:	

措置	確認欄	備考
ア 密閉車両を用いる	<input type="checkbox"/> 現場確認	
イ 積込み前後に車両表面全体を消毒する	<input type="checkbox"/> 実施の現場確認	
ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しないルートを設定する	<input type="checkbox"/> 運搬ルートの確認	
エ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する	<input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
オ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携帯し、消毒ポイント等で提示する	<input type="checkbox"/> 証明書の確認	
カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する	<input type="checkbox"/> 現場確認 <input type="checkbox"/> 実施記録の確認	
キ 移動経過を記録し、保管する	<input type="checkbox"/> 記録簿の確認	

【様式 39】

年 月 日

〇〇地域県民局地域農林水産部
〇〇家畜保健衛生所長 殿

申請者住所
氏 名 (名称及び代表者氏名) 印

移動等許可申請書

青森県家畜伝染病まん延防止規則第4条第4項の規定により、下記のとおり移動(移出、移入)の許可を申請します。

記

- 1 移動(移出、移入)の理由
- 2 移動(移出、移入)しようとする指定家畜等の種類及び数等
- 3 移動(移出、移入)しようとする指定家畜等の所在地並びに所有者の住所及び氏名(名称及び代表者氏名)
- 4 移動(移出、移入)先の地名並びに受領者の住所及び氏名(名称及び代表者名)
- 5 移動(移出、移入)方法
- 6 移動(移出、移入)期間
年 月 日 から 年 月 日まで
- 7 家畜伝染病のまん延防止のために採る対策

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

【様式40-①】

年 月 日

地域県民局地域農林水産部
家畜保健衛生所長 殿

申請者
住 所

氏 名

印

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限区域内のGPセンターの再開に係る協議について

このことについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針第10の4の(2)に基づき、GPセンターの再開について協議したいのでよろしくお願いします。

【様式40-②】

年 月 日

地域県民局地域農林水産部
家畜保健衛生所長 殿

申請者
住 所
氏 名

印

高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限区域内のふ卵場の
再開に係る協議について

このことについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針第10の4の(3)に基づき、ふ卵場の再開について協議したいのでよろしくお願いします。

移 動 等 許 可 証

住 所
氏 名 (名称及び代表者氏名)

年 月 日付けで許可申請のあった指定家畜等の移動(移出、移入)については、青森県家畜伝染病まん延防止規則第 4 条第 1 項第 3 号の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

〇〇地域県民局地域農林水産部

〇〇家畜保健衛生所長 印

記

- 1 移動(移出、移入)しようとする指定家畜等の種類及び数等
- 2 移動(移出、移入)しようとする指定家畜等の所在地並びに所有者の住所及び氏名(名称及び代表者氏名)
- 3 移動(移出、移入)先の地名並びに受領者の住所及び氏名(名称及び代表者名)
- 4 移動(移出、移入)方法
- 5 移動(移出、移入)期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 許可の条件
(防疫指針に記載されている条件等を記載)

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

【様式42】

高病原性鳥インフルエンザ検査証明書

1 農場名及び住所

農場名：

住所：

2 検査材料採取日

平成 年 月 日

3 検査材料

血清 検体

気管・クロアカスワブ 検体

4 検査方法

血清：エライザ法（又は寒天ゲル内沈降反応）による本病抗体検査

気管・クロアカスワブ：発育鶏卵によるウイルス分離検査

5 検査結果

全検体抗体陰性及びウイルス分離陰性

年 月 日

〇〇地域県民局地域農林水産部

〇〇家畜保健衛生所長

※ 清浄性確認検査により陰性証明書の請求があった場合、青森県家畜保健衛生所手数料及び使用料徴収条例により対応。

【様式43】

青畜第 年 月 日 号

〇〇地域県民局地域農林水産部長 殿
〃 家畜保健衛生所長 殿

畜産課長

移動制限区域の縮小について

高(低)病原性鳥インフルエンザの発生により実施されていた移動制限区域について、〇月〇日に実施した発生状況及び周辺農場の清浄性確認の結果を踏まえ農林水産省と協議し、〇月〇日午前後〇時をもって、発生農場を中心とした半径 km に変更しますのでお知らせします。

これにより、半径 km 以上 km 未満の範囲は別紙のとおり搬出制限区域となりますので、貴管内の関係者に周知を図るようお願いします。

記

(告示文(案)、別紙説明文添付施行)

【別紙説明文】

年 月 日

養鶏産業関係者各位

高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部

高(低)病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため設定された移動制限区域は、発生状況検査を受け半径 km に縮小することとしました。

これにより、新たな搬出制限区域が設定されました。

1 新たな移動制限区域

〇〇〇、〇〇〇、・・・・〇〇〇。

2 搬出制限区域

〇〇〇、〇〇〇、・・・・〇〇〇。

3 搬出制限内容

ア 家きん及びその死体並びに家きんの卵、飼養管理に必要な機材、飼料、排泄物等の搬出制限区域外への移動の禁止

イ 搬出制限区域外からの種卵を用いた種鶏場等のふ卵業務は可能。

ウ 搬出制限区域外では、生きた家きんの移動については可能であるが、食鳥処理を除き、移動先で21日間以上係留し健康状態を確認する。

【様式44】

青畜第 号
年 月 日

〇〇地域県民局地域農林水産部長 殿
〃 家畜保健衛生所長 殿

畜産課長

移動制限区域の拡大について

高(低)病原性鳥インフルエンザの発生により実施されていた移動制限区域について、発生状況等から移動制限区域外での発生が多発すると考えられることを踏まえ農林水産省と協議し、〇月〇日午前〇時をもって、発生農場を中心とした半径〇kmに拡大しますのでお知らせします。

これにより、半径〇km以上～〇km未満の範囲は別紙のとおり搬出制限区域となりますので、貴管内の関係者に周知を図るようお願いします。

記

(告示文(案)、別紙説明文添付施行)

【別紙説明文】

年 月 日

養鶏産業関係者各位

高病原性鳥インフルエンザ対策本部

高(低)病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため設定された移動制限区域は、発生状況等から移動制限区域外での発生が多発することから、半径〇kmに拡大することとしました。

これにより、新たな搬出制限区域が設定されました。

1 新たな移動制限区域

〇〇〇、〇〇〇、・・・・〇〇〇。

2 新たな搬出制限区域

〇〇〇、〇〇〇、・・・・〇〇〇。

3 搬出制限内容

ア 家きん及びその死体並びに家きんの卵、飼養管理に必要な機材、飼料、排泄物等の搬出制限区域外への移動の禁止

イ 搬出制限区域外からの種卵を用いた種鶏場等のふ卵業務は可能。

ウ 搬出制限区域外では、生きた家きんの移動については可能であるが、食鳥処理を除き、移動先で21日間以上係留し健康状態を確認する。

【様式45】

青畜第 号
年 月 日

〇〇地域県民局地域農林水産部長 殿
〃 家畜保健衛生所長 殿

畜産課長

移動制限の解除について

このことについて、高病原性鳥インフルエンザの発生により実施された移動及び搬出制限措置について、〇月〇日に実施した清浄性確認検査の結果を踏まえ、農林水産省と協議した結果、〇月〇日午前〇時をもって解除することとしましたので、お知らせします。

つきましては、貴管内における関係者に移動及び搬出制限区域の解除、消毒ポイント撤去について周知を図るようお願いします。

(告示文(案))

【様式 4 6】

(家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定の解除)

青森県告示 号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために 年 月 日青森県告示第 号をもって青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第三条第一項の規定により指定した次に掲げる家畜の種類並びに指定家畜等の移動、搬出及び搬入の移動の禁止区域(家畜の種類及び指定家畜等の移入禁止区域)について、当該指定を解除するので、同条第二項の規定により告示をする。

年 月 日

青森県知事 氏

名

一 家畜の種類

家きん

二 指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域

〇〇〇、〇〇〇

【様式 4 7】

(家畜伝染病のまん延を防止する規制の解除)

青森県告示 号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第六条第一項の規定により 年 月 日青森県告示第 号で規制した次に掲げる区域等について、 年 月 日その規制を解除したので、同条第四項において準用する同条第二項の規定により告示する。

年 月 日

青森県知事 氏

名

一 規制されていた区域

〇〇〇

二 規制されていた期間

年 月 日から 年 月 日まで

三 規制の内容

家きんと畜場事業の再開、ふ卵の再開

【様式48】
達第 号

〇〇市大字〇〇字〇〇番地〇号
〇 〇 〇 〇

高（低）病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和50年4月青森県規則第19号）第6条第1項の規定により平成〇年〇月〇日付け達第 号で指示した規制を解除する。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾

- 1 規制の内容
食鳥処理場の事業の停止
鶏卵の格付包装施設（GPセンター）の事業の停止
ふ卵場の事業の停止
家きんを集合させる品評会などの催物の開催停止
- 2 その他必要な事項

【様式49（家きん飼養農場用）】

鳥類飼養者の皆さんへ（県内一斉消毒のお願い）

青森県高病原性鳥インフルエンザ対策本部

〇 〇 市 （町村）

〇月〇日、〇〇市（町村）において高（低）病原性鳥インフルエンザが発生しました。本病の病原体は消毒薬より容易に死滅しますので、本病の周辺への拡散を防止するため、県内で鳥類を飼養する皆さんに、下記のとおり鶏舎等の一斉消毒の実施をお願いすることとしましたので、御協力をよろしく申し上げます。

記

1 実施時期

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日までに1回以上実施する。

（天候の良い日を選んで実施してください。）

2 消毒の対象

県内の全ての鳥類飼養施設。ただし、自宅等で飼養される小鳥は除く。

3 消毒の方法

(1)農場内通路について、消石灰を散布する。

(2)農場外縁部では、内側1メートル以上にわたり消石灰を散布する。

(3)各鶏舎から少なくとも1メートル以上にわたり消石灰を散布する。

(4)ウインドレス鶏舎等、ネズミ等が侵入し得ない構造になっている鶏舎の周囲については、鶏舎出入口周辺のみに散布する。

(5)農場の各鶏舎周囲及び農場外縁部への消石灰散布に当たっては、環境に与える負荷を十分に考慮して実施する。河川に隣接している農場にあって、当該河川の下流の近隣に上水道の取水口がある場合は、河川を汚染しないよう注意して行う。

(6)農場に空鶏舎がある場合には、逆性石けん液を散布する。

(7)農場に出入りする車両についても、その都度、逆性石けん液等を使用した消毒を実施する。また、使用している長靴等も踏込消毒槽等による浸漬消毒を実施する。

【様式50（小規模飼養者用）】

鳥類飼養者の皆さんへ（県内一斉消毒のお願い）

青森県高病原性鳥インフルエンザ対策本部
〇 〇 市 （町村）

〇月〇日、〇〇市（町村）において高（低）病原性鳥インフルエンザが発生しました。本病の病原体は消毒薬より容易に死滅しますので、本病の周辺への拡散を防止するため、県内で鳥類を飼養する皆さんに、下記のとおり鶏舎等の一斉消毒の実施をお願いすることとしましたので、御協力をよろしくお願い致します。

記

1 実施時期

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日までに1回以上実施する。
（天候の良い日を選んで実施してください。）

2 消毒の対象

県内の全ての鳥類飼養施設。ただし、自宅等で飼養される小鳥は除く。

3 消毒の方法

飼養施設への逆性石けん液の散布

- ※ 希釈倍率はそれぞれの薬剤の用法用量に従ってください。
- ※ 消毒薬は薬局や動物用医薬品販売業者で購入できます。
- ※ 散布は噴霧器等で施設全体に行いますが、できるだけ直接鳥類に消毒薬がかからないようにしてください。また、電灯等の電気系統に過度に散布すると危険ですので散布を避けてください。

【様式51】

青 畜 号 外
年 月 日

関係者各位

青森県農林水産部畜産課長
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る移動制限区域の解除及び
消毒ポイントの終了について

このことについて、本日、農林水産省と協議した結果、移動制限区域内において異状が確認されない場合、下記のとおり移動制限区域を解除しますので、お知らせします。

記

1 移動制限区域の解除

年 月 日 () 午前0時をもって解除

2 消毒ポイントの終了

移動制限区域の解除に伴い、同区域内に設置している 〇〇 所全ての消毒ポイントの運営を終了

報道機関用提供資料	
担当課 担当者	農林水産部畜産課 衛生・安全グループ 〇〇総括主幹
電話番号	直通 017-734-9498 内線〇〇〇〇
報道監	農林水産部 〇〇次長 (内線〇〇)

【様式52】

発生場所からの家きん等及び物品の移動状況調べ

平成 年 月 日
家畜防疫員 ○○ ○○

日時	汚染物品	数量	移出先		運搬方法	追跡調査 必要の有無	備考
			氏名	場所			

